



藤

原田会計事務所報

編集 発行人
税理士

原田啓吾

広島市中区十日市町1-3-37
十日市町ビル 〒730-0805
TEL 082(291)9870(代)
FAX 082(295)2121
URL <http://www.haradakaikei.net/>

◆ 5月の税務と労務

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 5月31日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

地方税 / 自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワンポイント

事業用融資での個人保証人の保護 保証人となった者が、想定外の多額の保証債務の履行を求められ生活の破綻に追い込まれるケースが後を絶たないことから、経営者等以外の個人保証人を保護するため、民法改正により、事業用融資の保証契約に際しては公証人による意思確認手続を必要とする制度が新設され、2020年3月1日から施行されます。

家族信託の活用方法



相続対策における財産管理の手法として、「家族信託（民事信託）」が最近注目されてきています。平成十八年に信託法が大幅改正されて使い勝手が良くなっているのですが、まだ知らない方も多いため、以下、ポイントを整理してみます。

1 家族信託（民事信託）

信託は、大きく商事信託と民事信託に分かれます。商事信託は、投資信託が該当

し、不特定多数の委託者から財産を信託銀行（受託者）が預かり、それを運用して受益者（委託者）に分配するものです。受託者は営利目的であり、信託報酬をもらって業務を行います。しかし、信託会社（信託銀行）は、通常個人の自宅を信託財産として受託したりしないので、家族信託のニーズに応えないところがあります。

民事信託の中で家族・親族が中心となる民事信託のことを通称で「家族信託」と呼んでいます。

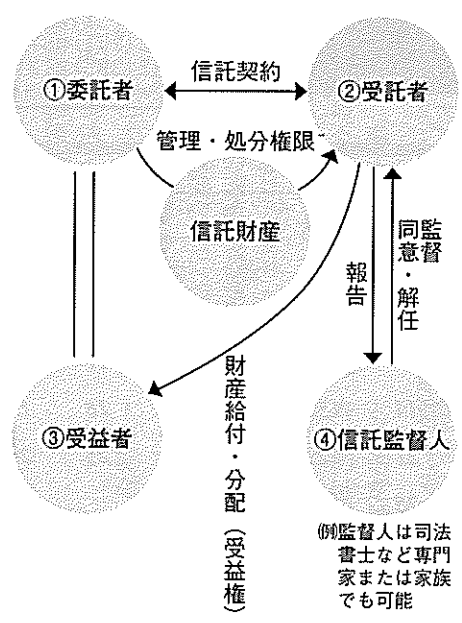
家族信託は、委託者が受託者に財産を移転し、受託者が一定の目的に従って財産を受益者（相続人等）のために管理・運用・処分するものです。基本的には非営利であり、無報酬です（契約で報酬を与えることは自由）。受託者には判断力のある個人、若しくは営利目的以外の法人があることができます。

2 家族信託の必要性

次のようなものがあります。

- 高年齢者の健康不安
健康寿命と平均寿命の差は約十年あり、その間に認知症

図表1 家族信託の仕組み



委託者 財産の所有者、 財産を預ける人	受託者 財産を預かり、 管理・運用・処 分する人	受益者 財産の価値や 利益を得る権 利（受益権） を有する人
---------------------------	-----------------------------------	--

などで意思判断能力を喪失すると、財産の管理や処分などが原則的にできなくなるので、担保しておきたい。

(2) 成年後見制度では不満
成年後見制度は、意思判断能力が無くなった方の代わりに、裁判所が指定した家族または弁護士・司法書士などが代理として財産管理を行う制度です。

しかし、基本的に財産の現状維持が目的ですので、古くなった自宅を建て替えたり、賃貸物件をより収益性の高いものに買い替えるなど自由度

の高い活用ができません。また、職業後見人又は後見監督人への報酬が必要で、本人が亡くなるまで継続的に運営コストがかかります。

3 家族信託の仕組み

家族信託の仕組みは図表1のようになりますが、若干補足します。

- 委託者：財産の管理・運用の指示をした人で「父母」が多いです。
- 受託者：委託財産を実際に管理・運用する人で、委託者が信頼をおいている「家族・親族」がほとんどです。

③ 受益者：信託により利益を受ける人で「本人」の場合が多いです。

④ 信託監督人：受託者がきちんと業務を行うか心配な時は、第三者を信託監督人として指定しておく、受託者の業務を監督させます。

4 家族信託が適している場合の例

(1) 認知症への備え
認知症はその予備軍を合わせると約八六二万人。高齢者人口の約四分の一になるといわれています。どの家族でもその可能性はあり、本人の判断能力が低下すると、資産が凍結されてしまうので、対策として有効。

(2) 遺言代用
遺言書の作成とんでも厳格な基準に面倒さを感じている場合、家族信託であれば、委託者と受託者との契約で行えるので便利。

(3) 受益者連続機能
最初の受益者（一次受益者）を自分とし、自分が亡くなった後の受益者（二次受益者）を息子、息子が亡くなった後

の受益者（二次受益者）を孫、孫が亡くなった後の受益者（四次受益者）を、まだ生まれていないひ孫というように、亡くなった後の受益者を次から次へと指定できます。

このように、遺言より自由度が高く活用できます。

(4) 障害のある子への対処
障害があつて自分では財産管理ができない子供がいる場合、親が委託者となり信託できる親戚を受託者にしておくことで、障害を持った子供が受益者として守られます。

5 家族信託の機能

家族信託契約は、図表2のよう「委任」「成年後見制度」「遺言」の三つの機能が入っています。

6 デメリット

(1) 節税対策にはならない
信託契約は相続とは全く別の枠組みであり、相続対策として効果的ですが、節税対策にはなりません。

(2) 受託者を誰にするかで採める可能性はある
家族信託は、財産を適切に管理・処分できて、かつ信頼

できる家族（親族）がいるかどうか大きなポイントになります。

7 信託の税務上の取扱い

(1) 所得税
信託においては、受益者が信託財産を保有していると考えますので、その収入も受益者に帰属します。

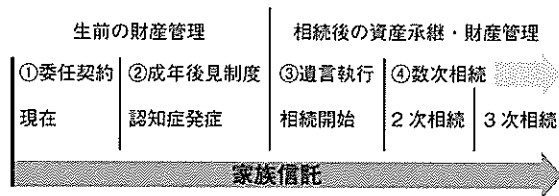
(2) 固定資産税
固定資産税は、台帳課税主義のため、名義が移転したら受託者が納税義務者となります。受託者は預かっている受益者の財産（信託財産）から納税額を支払うこととなります。

(3) 相続税
信託を行っても相続税評価額には影響がありません。

(4) 贈与税
委託者と受益者が異なる場合を「他益信託」といい、贈与税がかかります。

例えば、委託者は「父親」、受託者は「息子」、受益者が「母親」というケースです。この場合には、信託契約を締結した時点で父親から母親に財産権が移転したとみなされて、贈与税がかかります。

図表2 一般的な資産承継の対策



- ①元気なうちから本人に代わり財産の管理・処分を託す（委任契約の代用）
- ②本人の判断能力低下後における財産の管理処分を託す（後見制度の代用）
- ③本人死亡後の資産の承継先を自由に指定できる（遺言の代用）

法人の役員に対する歩合給等を支給したとき

役員に対して支給する定期給与(その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであるもの)で、次のものは、定期同額給与として、支給する法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されます。

- ① 当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの
- ② 一定の改定がされた場合における当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの

このように、損金算入の対象となる定期同額給与は、定期給与のうち当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与となります。

歩合給等はこれらの要件には当てはまら

ず、たとえ一定の算定基準に基づき、規則的に継続して支給されるものであっても、その支給額が同額でない給与は、定期同額給与には該当しません。そのため、歩合給等を支給した場合には、原則として、業績連動給与のうち一定の要件を満たすものに該当するものを除き、損金の額には算入されません。

ただし、固定給の部分と歩合給の部分とがあらかじめ明らかとなっている場合は、固定給の部分については、定期同額給与の要件を満たす限り、損金の額に算入されます。

また、歩合給等は、一般的には、使用人兼務役員に対して支給されるケースが多いものです。使用人兼務役員に支給する使用人としての職務に対する給与について歩合制を採用している場合には、不相当に高額なものに該当しない限り、損金の額に算入することができます。

消費税 基準期間が免税事業者であるときの課税売上高

消費税の課税事業者となるかどうかは、原則として、基準期間における課税売上高が1,000万円超であるかどうかで判定されます。基準期間が免税事業者であった場合、その課税売上高には消費税等は含まれていないこととなります。そのため、基準期間における課税売上高は、課税資産の譲渡等に伴って収受し、または収受すべき金額の全額となり、それをもとに納税義務を判定します。例えば、基準期間が免税事業者で、その基準期間の売上高が1,080万円であった場合、税抜計算をすると課税売上高は1,000万円以下となりますが、そのような計算を行った金額で判定するのではなく、あくまで課税資産の譲渡等に伴って収受し、または収受すべき金額の全額である1,080万円を判定することとなります。

したがって、この事例のケースでは、納税義務があることとなります。

マイナンバー

本人に交付する源泉徴収票や支払調書への記載

税法上、本人に対して交付する義務がある源泉徴収票や支払調書等には、マイナンバー(個人番号)の記載はしません。また、給与所得の源泉徴収票及び退職所得の源泉徴収票については、支払者の法人番号も記載しないこととされています。なお、税法上、本人に対して交付する義務がない支払調書な

どの法定調書についても、支払内容の確認などのために本人に対して写しを交付するケースがあります。そのような場合は、番号法上の特定個人情報提供制限を受けることとなるため、本人及び支払者等のマイナンバーを記載することはできません。